## 陸岸等からのまきえづり禁止区域及び概略図

(1) 愛媛県海域において、愛媛海区漁業調整員会指示により、陸岸、防波堤、ふ頭その他工作物(陸岸等)からのまきえづりが禁止されている区域は、次のとおりです。

禁止区域の位置	禁止区域の範囲	備考
今治市小島地先	今治市小島二ッ岩灯台を中心として半径 150 メートル	燧共第51号
	の線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
今治市小島地先	今治市小島ビワ首の標識を中心として半径 150 メート	燧共第52号
	ルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
今治市小島地先	今治市小島高谷イカリノ鼻を中心として半径 150 メー	燧共第53号
	トルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
今治市小島地先	今治市小島木ノ谷鼻を中心として半径 150 メートルの	燧共第54号
	線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
今治市波方町大角	点アを中心として半径150メートルの線と最大高潮時	燧共第61号
鼻地先	海岸線とによって囲まれた区域	
	基点 A 今治市波方町大角鼻	
	点 ア Aから今治市吉海町津島一ノ瀬鼻見通し90	
	メートルの点	
越智郡上島町岩城	点アを中心として半径100メートル以内の区域	燧共第97号
孤隠崎地先	基点A 越智郡上島町岩城岩城島孤隠崎の東鼻	
	点 ア Aから越智郡上島町岩城赤穂根島南西端見	
	通し 100 メートルの点	
今治市馬島地先	今治市馬島水揚磯の標識を中心として半径 150 メート	燧共第114号
	ルの線とナガセ鼻を中心として半径 150 メートルの線	
	及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
今治市馬島地先	今治市馬島渦ノ鼻を中心として半径 150 メートルの線	燧共第115号
	と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
今治市馬島地先	今治市馬島小浦崎を中心として半径150メートルの線	燧共第116号
	と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、	
	アイ及びイウの2直線とアウ間の小浦崎を中心とした	
	半径150メートルの弧によって囲まれた区域(平成2年7	
	月27日付けで本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合	
	ほか17組合が締結した漁業補償区域)を除く。	
	基点A 今治市馬島字馬島乙627番地馬島三角点	
	点 ア Aから253度15分449メートルの点	
	イ アから65度42メートルの点	
	ウ イから 155 度 7 メートルの点	

今治市馬島地先	今治市馬島洲ノ崎を中心として半径 150 メートルの線	燧共第117号
	と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
今治市吉海町中渡	今治市吉海町中渡島潮流信号所を中心として半径 200	燧共第118号
島地先	メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた	
	区域	
今治市関前小大下	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海	燧共第127号
島明神地先	岸線とによって囲まれた海域	
	基点A 今治市関前小大下島龍が鼻	
	B 今治市関前小大下島明神鼻	
	点 ア Aから今治市関前大下島竹子の鼻見通し400	
	メートルの点	
	イ Bから今治市関前大下島黒鼻見通し450メー	
	トルの点	
今治市波方町馬刀	基点Aを中心として半径200メートル以内の区域	燧共第131号
潟地先	基点A 北緯34度7分4.8秒、東経132度55度3.1秒	
伊予市森地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海	伊共第69号
	岸線とによって囲まれた区域	
	基点A 伊予市森黒磯岩	
	B 伊予市森と同市双海町高野川との最大高潮	
	時海岸線における境界	
	点 ア Aから松山市由利島東端見通し180メートル	
	の点	
	イ Bから山口県屋代島小泊見通し200メートル	
	の点	
西宇和郡伊方町正	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線と最大高潮時海岸	伊共第114号
野地先	線とによって囲まれた区域	
	基点 A 西宇和郡伊方町佐田岬灯台	
	B 西宇和郡伊方町大島北端	
	点 ア Aから大分県関崎灯台見通し1,500メートル	
	の点	
	イ AからB見通し延長線上1,000メートルの点	
	ウ Bから西宇和郡伊方町長崎鼻見通し 500 メ	
	ートルの点	
西宇和郡伊方町正	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線と最大高潮時海岸	宇共第2号
野地先	線とによって囲まれた区域	
	基点 A 西宇和郡伊方町佐田岬灯台	
	点 ア Aと西宇和郡伊方町正野高鼻とを結んだ直	
	線の中央点	
	イ アから大分県水の子灯台見通し1,000メート	

	ルの点	
	ウ Aから大分県関崎灯台見通し 1,500 メート	
	ルの点	
宇和島市御五神島	アイ、イウ、ウエ、エD、Eオ及びオアの6直線と最	宇共第33号
地先	大高潮時海岸線とによって囲まれた海域	
	基点A 宇和島市御五神島寝床岩南端	
	B 宇和島市御五神島寝床岩北端	
	C 宇和島市御五神島西北端(家前大石)	
	D 宇和島市御五神島大碆北端	
	C 宇和島市御五神島大碆南端	
	点 ア Aから宇和島市津島町須下崎見通し1,200メ	
	ートルの点	
	イ Bから宇和島市蒋淵黒島南端見通し1,000メ	
	ートルの点	
	ウ CからO度1,000メートルの点	
	エ Dから0度1,000メートルの点	
	オ Eから150度1,000メートルの点	

(2) 赤土を用いる陸岸等からのまきえづりは、愛媛海区漁業調整員会指示により、愛媛県海域では禁止されています。

## 〇愛媛海区漁業調整委員会の指示により、陸岸や防波堤からまきえづりが 禁止されている区域は、次の図の赤く示した場所です。









